○文部科学省告示第百十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年七月八日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧新町紡績所工場本館機関室	五棟	木造、建築面積六、五七二・九三平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積四一四・二一平方メートル、一部地下一階、鉄板葺、北面倉庫附属、木造、建築面積七〇・五九平方メートル、桟瓦葺 附・煙突基礎　一基 煉瓦造、直径四・五メートル、高さ二・五メートル ・煙突銘板　一枚 明治三一年七月	クラシエフーズ株式会社	東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号	群馬県高崎市新町二三三〇番地
修繕場倉庫		木造、建築面積三二七・二三平方メートル、鉄板葺			
二階家煉瓦庫		煉瓦造、建築面積二九三・六六平方メートル、桟瓦葺 煉瓦造、建築面積四九・一七平方メートル、二階建、桟瓦葺 附・工務室　一棟 煉瓦造、建築面積六八・六五平方メートル、鉄板葺 ・旧男工控室　一棟 木造、建築面積一九〇・四六平方メートル、桟瓦葺、東面廊下附属			
旧朝香宮邸本館	四棟	鉄筋コンクリート造、建築面積一、二一四・六〇平方メートル、二階建一部三階建、一部地下一階、煙突附属 附・供待所　一棟 鉄筋コンクリート造、建築面積三二・〇〇平方メートル ・内庭境門及び塀　一基 鉄筋コンクリート造、延長六八・〇メートル、内庭境門付 木造、建築面積八三・二七平方メートル、桟瓦葺一部こけら葺 鉄筋コンクリート造、建築面積一一八・三〇平方メートル、二階建 鉄筋コンクリート造、建築面積九七・五〇平方メートル、洗場附属 鉄筋コンクリート造、門柱間五・〇メートル、東西脇門及び鉄製扉付、東西袖塀附属、東袖塀延長六・四メートル、西袖塀延長一三・一メートル 附・門衛所　一棟 鉄筋コンクリート造、建築面積六四・〇〇平方メートル（内装を除く）、北面コンクリート塀附属、延長二二・九メートル	東京都	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	東京都港区白金台五丁目二六番
茶室		・鎮宅祈祷札　四枚 ・鎮物　三点 祈祷札　一、槍　一、玉石　一			
倉庫					
自動車庫	一基				
正門					

宅地　三〇、九一九・九五平方メートル
二六番二、二六番四
右地域内の池、鉄筋コンクリート塀を含む